

官報

号外 昭和四十五年四月三日

○第六十三回 衆議院會議録 第十六号

昭和四十五年四月三日(金曜日)

議事日程 第十四号

昭和四十五年四月三日

午後二時開議

第一 簡易郵便局法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出)

下請中小企業振興法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時五分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

日程第一 簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題といたします。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案
右
國會に提出する。
昭和四十五年三月五日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「營利を目的としない団体であつてこの法律で定めるもの」を「この法律で定める者」に改める。
第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。
五 十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人
第三条第二項中「第九項」を「第十項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第三条の二 次の各号の一に該当する者は、受託

者となることのできない。
一 二十五歳未満の者
二 禁治産者又は準禁治産者
三 破産者で復権を得ないもの
四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
五 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
六 第十九条第二項第四号の規定により委託契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者
第四条第一項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「及び組合」を「組合又は第三条第一項第五号に掲げる個人の二以上」に改め、「組合」の下に「同号に掲げる個人」を加える。
第六条中「郵政窓口事務のうち」を「郵政窓口事務並びに国民年金の給付の支払に関する郵政窓口事務のうち」に改める。
第十条中「及び郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)」を「郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)及び国民年金法(昭和二十四年法律第六十九号)」に改める。
第十一条第一項中「第三条第一項」の下に「第一号から第四号まで」を、「従事するもの」の下に「及び同項第五号に掲げる個人たる受託者」を加える。
第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。
(委託契約の解除)
第十九条 郵政大臣は、受託者が第三条の二第二号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第五条の規定にかかわらず、委託契約を解除しなければならない。
2 郵政大臣は、次に掲げる場合は、第五条の規定にかかわらず、委託契約を解除することができる。

昭和四十五年四月三日 衆議院會議録第十六号

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

昭和四十五年四月三日 衆議院會議録第十六号

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○金子岩三君 たいだいま議題となりました簡易郵便局法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本案は、簡易郵便局について、その受託者の範囲が、現在地方公共団体や農協等の非営利団体に限られているのを改め、個人にも委託できるようにするほか、委託する事務の範囲を若干広げる等の改正を行なうとするものであります。

本案は、去る三月五日内閣より提出、三月十九日通信委員会に付託されましたが、委員会においては、自來水回の会議を通じて慎重審議を行ない、四月二日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党より賛成、日本社会党より反対、公明党より賛成、民社党より賛成、日本共産党より反対の旨、それぞれ意見が述べられ、次いで採決の結果、賛成多数をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会は、政府に対する三項の要望を内容とする附帯決議を付することを、自民、社会、公明、民社及び無所属の各委員の賛成多数をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

下請中小企業振興法案(内閣提出)の趣旨説明 ○議長(船田中君) 内閣提出、下請中小企業振興

簡易郵便局法の一部を改正する法律案 下請中小企業振興法案に對する石川次夫君の質疑

法案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣宮澤喜一君。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕 ○國務大臣(宮澤喜一君) 下請中小企業振興法案の趣旨を御説明申し上げます。

下請中小企業は、わが国産業に広範に存在し、わが国経済の重要な手として、その発展をささえてきており、今後とも、わが国産業の高度化の進展に伴い、その役割はますます増大するものと見込まれております。

しかしながら、下請中小企業は、受注の不安定、体質改善のおくれ等多くの問題をかかえており、さらには深刻な労働力不足、親事業者からの合理化要請の強化等きびしい環境に直面しております。

このような情勢に對処して、下請中小企業が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を効果的に發揮することができるようになることは、わが国経済のバランスのとれた発展を確保する上からもきわめて重要な課題となっております。

本法案は、このような観点から、下請中小企業の実態に即して効率的に近代化を促進をはかることと、下請取引のあつせん等を推進することにより、下請中小企業の振興をはかることとを目的として、第一に、下請中小企業の振興に關し、下請中小企業者及び親事業者のよるべき振興基準を定めるとともに、これに基づき必要な指導、助言を行なうことといたしております。

第二に、国民経済上特に近代化を促進する必要のある下請中小企業について、特別の近代化制度を創設することといたしております。すなわち、下請中小企業者が組織する事業協同組合及びその親事業者が、親事業者の発注分野の明確化、下請中小企業者の設備の近代化、技術の向上、事業の共同化等を含む振興事業計画を作成して、政府の承認を受けることができることとしております。政府は、承認した計画の実施を促進するた

め、金融上、税制上の助成措置を講ずることといたしております。

第三に、下請取引のあつせん、下請取引に關する苦情相談等の業務を行なう下請企業振興協会に對して、その業務の公正的確、かつ、広域的運営を確保するため必要な指導、助言を行なうこととしております。

以上が下請中小企業振興法案の趣旨でございます。(拍手)

下請中小企業振興法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑 ○議長(船田中君) たいだいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。石川次夫君。

〔石川次夫君登壇〕 ○石川次夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、下請中小企業振興法案に對して若干の質問をするのであります。

まず、日本の中小企業は、その数およそ四百三十万、しかし、その業種別、規模別の実態が把握されておられませんために、きめこまかい対策が行なわれてはおりません。その従業員数は、およそ三千万名をこえておると推定をされておられます。農林従業員の数九百三十五万をはるかにこえておるにもかかわらず、その予算は、驚くなかられ、わずか本年度三百六十八億にすぎない実態であります。

日本経済の異常な発展は、世界注目の的であり、日本に永住する外国人の表現をみますと、とにかくその成長ぶりには驚異のショックをまず受ける、しかしながら、今日においてはそれが恐怖のショックに変わったと言っておるわけであり、それは、日本の経済成長そのものをおそれるわけではありませぬ。あまりにも大企業本位の経済政策を急ぐあまり、もうもろのひずみ、すなわち格差の拡大、人間性の否定、精神の

荒廃に對する恐怖のショックとなつてあらわれておるわけでありませぬ。

中小企業と大企業の格差の問題も、今日の最大の政治課題の一つであることは言うまでもございませぬ。最近の統計を見ますと、法人企業の付加価値生産性は、大企業を一〇〇とした場合、たとえば百人未満の会社で五〇、百人以上三百人未満の会社で六三と、かなり低いものであります。大企業のすさまじい設備合理化に追隨できない以上、これは当然と云えるでしょう。

しかしながら、一方、一人当たり給与のほりを見ますと、大企業と中小企業との格差は、逆に最近わずかではありますけれども狭まる傾向にありますが、現状では、付加価値生産性の格差よりはるかに高くなつておるわけでありまして、百人未満が七一、百人から三百人の中小企業で七八となつております。このことは、労働力不足のおりから、採算や生産性というものを度外視しても、給与だけは目一ばい払わなければならないといふ中小企業の窮状が如実にあらわれておるといふなればなりません。また現在、消費者物価上昇の七割が生鮮食品と中小企業の工業製品と、対個人サービス料によるものであるといふことを考えますと、この点は、消費者物価上昇とも大きな関連があることは言うまでもないわけでありませぬ。

これら中小企業への対策として、同族会社への税制の問題とか、中小企業三金融機関の貸し出しワクを増加するなど、若干の配慮を払つてきておる点は認められるところでありませぬけれども、しかし、たとえば金融機関の貸し出し残は、大企業向けの三十兆円に對して、中小企業向けは二十五兆円になつております。従業員比率は、大企業二といたしますと、中小企業は大体八でありませぬから、この比率までは遠く及んでおらない実態であります。たとえば従業員の数と同じ比率で運用資金の融資をされたといつても、たとえば人材の点でいえば、大学の理工科出身者は、大企業一社当たり五名であり、中小企業は五社に對し

て一人であり、小企業は実に二百社に対して一人であるという実態では、同じ設備をもってしても同じ生産性を高めるわけにはまいらないという実情にあるわけでありました。したがって、中小企業に対する施策はこのままではきわめて不十分、不徹底といわなければならぬと思ひます。

さらに、卸売り業者と小売り業者、親企業と下請業者の間の紛争等の調整機関などは、法律上はともかく存在いたしてしましても、実態は全然機能しておりません。現実には泣き寝入りの現状にあるわけでありました。この抜本的な対策は、格差解消、二重構造の問題解決という点だけではなく、消費者物価上昇対策の一環としてきわめて今日の課題であります。

そのためには、何としても、通産省内にある中小企業庁として十分その力を発揮することは不可能でありませう。政府は、二重行政の非効率を避けるために独立昇格はさせない、こういう方針でありますけれども、わが党は、もう七回も連続して通産国会に、中小企業省を設置すべく設置法案を出し続けてまいっておるわけでありました。しかるに、何ら顧みられることなく今日に至っておりますことは、議員提案法律の軽視であり、立法府の權威をみずから否定するものであり、政府の中小企業対策の熱意がいかに通り一べりであるかを示すものにほかなりませぬ。(拍手)中小企業とその従業員の生活を守るという立場で、たとえば大きなデパートが地方に進出することを規制する、あるいは大企業と下請の間にある代金支払いの方法や単価の妥当性を保証するという意味で、三千万人従業員の保護のためにはどうしても独立した中小企業省が必要と信ずるわけでありませぬ。

通産省は、明治以来、資本主義社会を急いで建設するために、政商と結んで大企業を育成することを任務として今日まで至りました。その意味では評価をされておるわけでありませぬけれども、下請はしたがって、日本独特のものとして、大企業に

付随した形であつて生まれてきたものであります。したがって、中小企業・下請と大企業・親企業が利害対立する場合、通産省はどうしても大企業側に立つ体質を持つておるわけでありませぬ。この通産省の中であつて、中小企業庁がよくその使命を達成し得るとは考えられなかつた、またなし得ることはおのずから限界があるといわなければなりません。したがって、われわれといたしましては、断じて中小企業省を確立すべきことを強く進言せざるを得ないのであります。

それから、たとえば建設関係の大企業は、徹底して下請を利用いたしまして、場合によっては、みずからは設計をするだけで、実際の作業は全部下請にまかせるといふような場合も少なくはありませぬ。しかも、建設業の下請の場合、下請代金支払遅延防止法の適用の外に放置をされたままになつておるといふ状態であります。通産省関係外の中小企業が法の保護のうちに外にされておるといふ実例は、このほかにもたくさんござります。

これらの多くの問題を積極的に調整をし、さらに進んで不公正のないようにするための監督機関を各地域に設置することなくしては、ほんとうに中小企業を守り育てる熱意に欠けると言われても返すことがないと思ひます。この際、思い切つて中小企業省を設置すべきであると信じますけれども、総理大臣の考え方はどうなのか。さらに、中小企業関係者三千万人のための予算としてわずか三百六十八億円で事足りると考えておられるかどうか、総理大臣の所見を伺いたいと思ひます。

それから、一つの例といたしまして、わが党が強く要望してまいりまして、昭和四十一年に、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律という法律が成立をいたしております。そして、中小企業のために官公需をできるだけ多くさせようといふねらいから出たこの法律でありますけれども、この法律が制定されて以来、官公需の中小企業向け発注というものは、ふえておるとこ

ろではなくて、むしろ低減をしておるといふ事実には、まことに残念であります。(拍手)政府の中小企業対策の熱意がいかに少ないかを如実に示すものでありますけれども、この点どう考えておられるか、通産大臣に伺いたいと思ひます。

戦後日本経済の発展のめざましは、日本民族の優秀さと勤勉によるものであることは定説である。さらに、平和憲法に基づいて軍事予算が低く規制をされておるといふ点、あるいは憲法によってみずからの生活を引上げるための要求する権利を獲得した点、それに基づいて購買力が高まり、それに関連する産業がいんしんをきわめて今日に至つたといふことは否定する余地がないのでありますけれども、日本独特の経済成長のめざましとしてよくいわれるのは、下請制度の存在であります。

すなわち、高度化され、徹底的な合理化をされた大企業の生産性を維持し発展させるための、いわば緩衝地帯として、陰の力として、大企業温存のための犠牲となつて働いてきた下請の力を見のがすことはできないのであります。しかし、製造工業の約六割を占めております下請企業が、不況の際には見捨てられてしまつて存在してある限り、日本の健全な均衡のとれた経済の発展を実現することはできないと思ひます。

今回提案された法案は、たいへんおそきに失したとはいひながら、一応この下請対策を明らかにしたといふ点について、その善意を認めるにやぶさかではありませぬけれども、対策が核心をついておりませぬ。さらにまた、はなはだ徹底的であるといふ点で、多くの不満をあらわさざるを得ないのであります。以下、そのおもな点について、

一、三質問をいたします。
いま企業が最も重点を置いておるのは販売政策でありますけれども、下請企業はその意味での販売政策を必要といたしておりませぬ。しかしながら、それだけに親企業の顔色をうかがい、一撃一笑をうかがうことにききりききりとしておるものが現実であります。これをしも一がい卑屈と言

い切ることではできません。生きるための、販売政策にかえてのやむを得ざる知恵と見るべきでありませう。彼らは思ふことの一番親企業に対しては言い得ないといふ、その実態を政府は把握しておらないのであります。したがって、親企業の協力が必要として近代化のための振興計画を進めるといふことになれば、ますますその隷屬化を決定的に進めることになつておると思ひますけれども、この点を通産大臣は一体どうお考えになっておるでしょうか。(拍手)

下請企業家の多くの方に私も意見を聞いたのであります。この法案では、ただ系列化、隷屬化を促進するだけだ、結局は下請は生かす殺さず、封建制度下の農業のようなものだ、と言つておつた事実を何と理解すべきでありませうか。さらに、この法案は、自主的に行なうことがたてまえであるだけに、一向強制力を持つておらないのであります。したがって、この法案は単なる計画倒れに終わる懸念が強いといわなければなりません。この点いかにお考えでしょうか。しかも、この対策が十分魅分のあるものであれば、積極的に参加をするという意欲もわくでありませうけれども、この法案のように単なる助成策では、魅力が乏しいだけではない、金額にしても、全部でわずかに特利分十五億にすぎないといふのは、大きな企業の一つの工場の一年度の設備資金にも及ばないといふような実態ではありませぬ。政府の熱意のほどが疑われてしかたがないのでありますけれども、この点、総理大臣はいかにお考えになっておられますか。

下請という企業の持つ格差是正の熱意を示すために、振興計画に基づく共同利用施設に与えられたした損算入制度や特別償却制度を、その参加した下請企業の全生産設備に適用するくらい積極的な施策がとれないものでありませうか、通産大臣に伺いたいと思ひます。また、特利利率七・七％というのでは、たいへ

昭和四十五年四月三日 衆議院会議録第十六号

下請中小企業振興法案の趣旨説明に対する石川次夫君の質難

んな恩典というわけにはまいりません。せめて五%以下にすることが必要と思うのでありますけれども、この点についてもあわせて通産大臣の所信を伺いたいと思っております。

さらに、この法案には団体交渉の条項が載っておりません。これは、この振興計画をつくるためには、特に対等の立場に立つて団体交渉を持つ必要があると思っておりますけれども、その団体交渉については中小企業等協同組合法に規定されておいて、重複するからとごまかすけれども、すでにこの法律の条項は死文化しておるという実態であります。さらに、これが死文化していかないこと、仮定をいたしましたも、この法律によること、団体交渉は団体協約を結ぶための交渉ということになっておるわけでありまして、振興計画をつくる際に団体協約を必要とするかどうかはまことに不明確であります。この法案作成にあたっては、特に団体交渉の点はさらに明確にすべきであると考えておりますけれども、この点修正の意思があるかどうかを通産大臣に伺いたいと思っております。

現在、八期連続の増収増益の高原景気の中にあつて、金融引き締めの影響もあり、いささか景気冷却のかけりを感じ始めてきておる昨今であります。高原景気の中にあつても、倒産は依然として引き続き高水準を持続しております。親企業も多くは特惠関税、貿易の自由化、資本自由化のもと激しい国際競争に耐えるために、また平価

切り上げの可能性を予測しながら必死の努力を続けております。そこには一片の温情主義も許されておられないきびしい現実の姿でありまして、一人不況の波が押し寄せるならば、どんどんと格差を開いてきておりますところの弱い下請企業というものは、崩壊するにまかせる以外にはないというのが実態ではないでしょうか。もしそうならば、下請の多くはこの荒波に耐える力がなくて、飛躍的に倒産が増大をし、たいへんな社会問題となるであろうことを、私はいまから十分然る思いで予測しておるわけでありまして、そのときになつてはおそいのであります。このきびしい現実をもちろんだ下請企業自体も認識をして、みずからの足で歩み出す努力が最も必要であることは言うまでもありませんけれども、担保能力をすでに失つておりますところのこれらの企業がなし得ることには、限界があるわけでありまして、この緊急事態に対処するための方策として今度の法案が出されたものであるとするならば、これはあまりに認識が甘過ぎるというわけにはなりません。いまこそ速急に中小企業対策、また特に下請企業対策は思い切った施策が必要なきときであります。この法案程度の微温策ではどうして対応策にはなり得ないというところを明確にいたしました。緊急に思い切った施策をすべきことを建言をいたしました。私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 石川君にお答えを

いたします。

中小企業省の設置の御提案がありました。中小企業政策は、関連産業との統一的視野に立つて進められて初めてその成果をあげ得るものでありまして、中小企業行政のみを実施する新たな機構を設けても、かえつてその実効は期待し得ないもの、かように考えます。行政簡素化の大方針もあり、新しい省の設置は考えておりません。

なお、現在の通産行政が、中小企業を守る立場よりも大企業の立場に立ちやすいという御批判は、私は当たっていないものと考えます。中小企業行政は、金融、税制等の総合的施策によつてその充実がはかられるべきものであり、今後とも関係各省との連携を一そう緊密にとつて、中小企業対策を重点的に推進してまいり所存であります。

次に、予算の編成は、それぞれの置かれておる現状と課題を考え、かつ税制、金融等の総合的施策を背景として、均衡のとれた予算配分を行なっているものであり、決して農業に比較して中小企業を冷遇しているということではありません。このことは誤解のないようにお願ひしておきます。

次に、大蔵大臣からお答えすればいいのですが、きょうは私がかつて、金融問題についてもお答えをいたします。

金融問題についてありますが、政府としては、金融調整措置の影響が中小企業に及ぼされることのないよう十分配慮しております。このことは、最近の中小企業の取引条件や、企業倒産

件数等の推移からも容易にうかがえることと考えます。また、大企業が地方銀行等から借り入れをふやしているため、中小企業が圧迫されているとの御懸念でありましたが、地方銀行の貸し出しの全体の動向を見ても、中小企業向け貸し出しの比率は低下しておりません。格別中小企業金融が圧迫されているものとは私は考えておりませんが、今後とも十分注意し、御懸念のようにならないよう、適切な指導を行なつていく考えでございます。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 中小企業の実態について詳しい御認識の上でのお尋ねというふうに承りました。

それで、御質問の中心になつております部分について私どもの考え方を申し上げたいと思つてございませけれども、それはつまり、この法律案では、これを親企業との関係でむしろ隷属化が強まるのではないか、それからまた、この法律案には強制力がない、また魅力にも乏しいというような点がお尋ねの中心になる部分だと思つております。

そこで、これは中小企業の中でも業種によつて違ひますことは私どもも認めますが、この節は中小企業がいわゆる親べつたりでいくという点について、親のほうでも、むしろそうしてくれませんと大量生産というものに限度が出てくる、また、親のほうに注文がありませんときには操業度

が低くなるというよりなことから、かえってそれですとコストが思うほど低減しないという認識が親のほうにもございますために、むしろ親べつたりでなく、ある程度の技術なり設備なりを持って、それをもとにしてよそからも注文をとるということのはりが、結局親にとつてもコストの引き下げになって有利だ、こういう関係が、ことに機械とか輸送機械などには生まれつつあるように私も見られるわけでございます。そういたしますと、この法律案のような考え方で、当初は親との系列で近代化をはかっていたかなくてはなりませんから、その段階では御指摘のようなことが、これは確かにあり得ると思えますけれども、その段階を過ぎていきますと、今度はほんとうに隸屬的でない、自主性を持った強い中小企業を仕上げることでできるのではないか、こういうふうには私も問題の根本を見ておるわけでございます。したがって、そうすることが中小企業にとつてももとよりでありませんが、親にとつてもかえって、何と云いますか、べつたりでなくなってくることが有利であるという関係がございしますから、両者の間に協力関係が生まれるのではないか。企業によつて違ふことは私も認めますが、機械、輸送機械などにはそういう関係が多いとこの節は考えておりますので、それがこの法案がねらっておりますところでございます。

それからあと、十五億円、七・七％の問題でございますが、まあ今年は、この法律を幸いにして可決していただきましたも、準備期間がかなりかかることでございますので、十五億円ということですが、うまくいくようでございますかと思いたす、もう明年度からは需要に従ってふやしていかねばならない、積極的に考えていくべきだと思いたす。七・七％は、構造改善などに比べますと確かに少し高い金利でございますけれども、構造改善を企業ぐるみでやっているということに比べますと、一つの親を中心という問題はこの場合には残りますので、この程度の金利がまああつたところではないかというふうなふうに考えております。

それから、官公需につきましても法律の施行の点でございますが、私も、受注そのものは年々増加しているというふうにおりますけれども、手続の問題、関係各省の協力関係など、なお十分でないという御指摘でございます。十分注意をいたしまして、積極的にこの法律の趣旨に沿うようにいたしたいと存じます。

それから、団体交渉の件につきましては、この法律の中の振興基準を定めるときに、親企業の協力についてははっきりした指針を示したい、こう考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 松尾信人君。
〔松尾信人君登壇〕
○松尾信人君 私は、公明党を代表して、ただいま政府より趣旨説明のありました下請中小企業振興法案について質問いたします。

わが国の中小企業は、工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の増大等国民経済のあらゆる分野にわたり、その発展に寄与するとともに、国民生活の安定に大きく貢献してまいりました。わが国経済の特色は、中小企業の比重がきわめて高く、常にわが国経済発展の中核的役割りを果たしてきたことでもあります。この中小企業に対して、政府は、中小企業基本法を土台として、中小企業近代化促進法で構造改善、近代化を促進することとし、中小企業の資金面の配慮をいたしまして、政府三機関を設け、助成措置を講じているところであります。また、下請企業につきましても、下請代金支払遅延等防止法で親企業の支払い条件を規制し、下請企業を保護育成しよるとしてあります。

しかし、これまでの中小企業政策は、目前の応急対策に迫られ、長期的視野に立った一貫した政策とならず、後手後手となったところに、法は整えても実効があがらなかつたのであります。たとへば、下請企業は親企業に対して立場が弱い、言いたいことも強く主張できない、それが積もり重なりましたので、下請代金支払遅延等防止法がようやくできたものの、後ほど申し上げますように、ほとんど実効があがっておりません。親企業野放しの実情であります。

ただいま御提案になりましたこの法案にいたし

ましても、時期的に見れば非常に非難をおくられております。親企業との従屬性を解消し、親企業と下請企業との関係を正常化し、下請企業に実力をつけることが、親企業にとつてもさらに力強い事業が営まれるので、早く正常化してもらいたいと数年前から叫ばれていたものであります。ようやくこの法案が提出されましたが、この法案も、あとで申し上げるとおり、予算の制約で動きがとれないのではないかと心配されるのであります。中小企業、下請企業に対する政府の施策は、大体このような経過をたどつておることを十分認識していただきたい。総理は、りっぱな法律ができたから、もうだいじょうぶだと思われぬのであります。法に期待したようには現実には動いていないのであります。

したがって、政府は、中小企業発展五カ年計画といったようなものを策定し、前向きに中小企業、下請企業の実力向上に実効をあげるよう計画すべきではないか。新経済社会発展計画において中小企業対策をどのように取り上げようとしているのか、内外の経済環境の変化に対し、これからの下請企業がいかにあるべきか、長期的展望に立ってのビジョンについて、総理の御所見を承りたいと思つてございます。

第二点は、通産大臣にお尋ねいたします。それは、本法案によつてどのような効果が期待できるかということについてであります。

現在、下請企業に対しての法律は、下請代金支

官報(号外)

払遅延等防止法があります。この法律は、親事業者にいろいろ守るべき事項を規定し、下請企業を保護育成するもので、まことにりっぱな法律であります。その結果は、はたしてどうであったかといいますが、下請企業の弱さから、親企業に従属的であること、他方、取り締まり官庁がはなはだ弱体である。すなわち、親事業者数は製造業だけで一万六千カ所、その事業所数は二万六千カ所に達しております。この事業所を實際にどれほど検査ができたか見ますと、四十四年中に六千の親事業者に書類検査を行ない、その中から、不審なものに対して立ち入り検査をしたのが約七百件であります。これでは四年半に一回の書類検査となり、立ち入り検査は数十年に一回というありさまで、全く親企業野放しの実態であります。いかにりっぱな法も、裏づけの予算と人員の不足で全く効果があがっていない。

本日提案されましたこの法案においても、何ら強制力はなく、すべて親企業の理解と協力がなければ実効はあがらないのであります。強力な行政指導とPRがなされなければなりません。また、親企業に都合のよい部分で親子ぐるみの提携が行なわれて、弱小下請企業はいつまでも取り残される懸念も多分にごさいます。親企業の御用組合のようなものがつくられるおそれもございます。この下請組合の結成につきまして、どのような指導が実際になされるのでありませうか。

業が系列化されてきて、いつまでも従属性を脱却することができなくなるのではないかと。親企業と対等に話し合いができるようにレベルアップをねらった法案が、逆にいつまでも親企業のもとに固定化される結果が出るようなことは絶対にやめねばなりません。このように突き詰めてきますと、結局は親企業の理解と協力がまつのこと、政府が意欲を燃やして、親子ぐるみの下請事業組合の結成をどのように達成しようとするかという、行政指導力に本法案の効果は左右されるものであります。この点についてお答えを願います。

この法律が効果をあげるよう、助成措置が講ぜられることとなっております。その内容は、下請中小企業振興貸し付け制度を創設し、下請企業の振興事業計画に基づく生産設備機械とかまたは福利厚生施設に融資するもので、まことに時宜にかなった措置であります。政府は、このため十五億円の予算をつけたのであります。はたしてこの十五億円で十分であるかどうか、ここが問題であります。政府は五業種を指定する見込みとのことであります。この五業種に限定しても、その親企業は二千五百カ所もあります。一親企業について平均三十の下請企業があります。五業種について下請企業は七万をこすのであります。この七万の下請企業の中から下請組合をつくり、事業計画をつくり、政府に承認を求める順序になるのであります。

すが、本法を積極的に活動させようと政府が前向きに行政指導をするならば、事業計画は次々と出てくるわけでありませう。他面、融資の面からいえば、一件当たりの貸し付け限度は八千万円となっておりませう。平均借り入れ希望一件当たり五千万円と押えてみても、三十の下請企業に貸し付ければ十五億円のワクがすでに一ぱいとなってしまふ。七万の下請企業に対し、實際はごく限られた下請企業のみしか利用できないという、まことに助成措置としては不十分きわまるものであります。もしこの資金で十分だと考えられるならば、

下請代金支払遅延等防止法が強制力がないことと予算の裏づけがないために、親企業野放しの状態になっておると、全く同じコースをたどり、かけ声ばかりは中小企業の振興、下請企業の近代化等りっぱであります。実体の全く伴わないものであると断ぜざるを得ないのであります。また、ここに政府の大企業優先の姿が明らかにされていふことを感じます。下請企業をりっぱに育て上げようというこの法案であります。また、下請企業がたよりとするのはこの法案でありませう。政府は、積極的に下請組合の結成に取り組み、りっぱな成果をあげるとともに、予算的裏づけを十分にとつて、中小企業者、下請事業者のたよりになる政府となり、大企業優先という世間の考えがそりではなかつた、わからせていただきたい、このことを強く大蔵大臣と通産大臣に訴える次第であります。

なお、助成措置でのもう一つの点は、いまま話に触れられました貸し付け金利の点であります。これは七・七％、中小企業構造改善貸し付けは、いま通産大臣のお答えのとおり七％でございませう。下請企業は国の施策として取り残されている分野であり、下請企業の上昇がなければわが国経済発展に重大な影響を及ぼすものであります。この法律が適正に運用されるためにも、金利をこの中小企業構造改善貸し付けの限度以下に決定されること、これをまた強く重ねて要望いたすものでございませう。

質問の第四点は、下請企業振興協会を逐次各都道府県に設置し、強化、拡充する考えはないかどうかということでありませう。この協会は、現在、全国に十四カ所設置されており、今年度は北海道に設置する方針のようでありませう。下請企業は、各都道府県にたくさん存在してあります。この下請企業に下請取引のあつせん、苦情または紛争についての相談、下請中小企業の振興のための調査及び情報の収集、提供を行なうのが振興協会であります。現在、共同化、近代化等多くの問題をかかえている下請企業に、親身になって専門的に指導し、あつせんする機関はこの振興協会であります。ゆえに、振興協会は、常に下請企業に接し、その体質改善につとめ、機会をつくって親子ぐるみの事業計画に参加できるように導くことが、この法案の趣旨に沿うことでありませう。製造業中、三十一万の下請業者があり

ます。そのリーダーになつてもらいたい。その意味で、全国十四カ所はまことに手薄といわざるを得ません。しかも、一協会当たり指導員三名、補助員三名、計六名の陣容では、申しわけに協会をつくつておると見られてもいたしかたのない次第で、ここにも、法律をつくり機構をつくつても実効のあがらない一つの大きな原因があると指摘されるのであります。法律をつくつたからそれでいいというのではなく、つくつた以上は前向きに取り組む決意を現実にも示してもらいたいものであります。

さらに、本法案によれば、近代化保険の対象に下請組合及びその構成員が実行する振興事業が加えられることになっております。事業資金の債務保証を行なう信用保証協会との連携も大いに密にして下請企業の向上をはかることも、振興協会の重大な役割りであります。

以上の観点から、各県に一協会を設置すべきであると思つております。この点いかがでありますでしょうか、通産大臣にお尋ねいたします。

最後に、指定業種について質問いたします。

この法律では、特に下請中小企業の振興をはかることが必要な業種を政令で指定するとなつております。この指定がなされるかどうかは重大な関心事であります。したがって、政府としてはわが國の基幹産業について十分検討の上、業種の指定がなされるものと思つております。指定がなければ、その業種の下請企業はいつまでも現状のまま取り残

されていく。この観点から、日本の代表的産業ともいふべき造船業について指定される予定であるかどうか。かりに今回指定しないとすれば、いかなる理由によるものであるか。この点について運輸並びに通産大臣にお尋ねいたします。

以上、五つの点についての私の質問を終了いたします。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 松尾君に対して、下請企業の位置づけと振興策のビジョンについてお答えをいたします。

下請企業は、製造業だけをとつてみましても、御指摘になりましたように、約三十一万、企業数としてたいへん多数存在しており、国民経済的に見ましてもきわめて重要な役割りを果たしております。また、このような下請企業の役割りは、今後ますます高度化するわが國の経済のもとにおきましては、その重要性が増してくるのでございませう。外注分野の拡大が予想されることになりま

す。今後一そう重要になる、かように考えます。しかしながら、下請企業はややもすれば大企業に從属し、企業体質も脆弱な状態にとどまつており、最近の労働力不足の進行や国際環境から見ましても、その体質の改善は当面の課題となつております。下請企業振興の方向は、申すまでもないことですが、業種、業態によりまして差異はありますが、その基本は、何と申し申しても、中小企業基本法に示されているように、自主性を有し、

能力を最も有効に發揮できるように企業に育成することにありと考へます。

政府としては、このような基本的方向に沿つて下請企業の体質を強化することにより、從属的な下請關係を解消し、真に対等な企業による近代的な分業關係を形成するようにつとめてまいりたいと考へております。

本日提案した法案は、この方向に大きく寄与するものとして私どもは確信しておりますので、何とぞよろしく御審議をいただきたいと存じます。

また、御指摘のとおり、この法案は親事業者の理解と協力を基本としているものであります。下請企業の体質改善は親事業者のためにも必要なことであり、その協力は十分期待できるものと考えております。なお、政府といたしましては、この方向で万全を期していく考へてございませう。

その他の問題は、それぞれの所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 下請代金の支払い遅延の防止に関する法律の施行状況でございますが、大体毎年一万五千件程度の調査を中小企業庁と公正取引委員会とでやっております。その中で疑わしいと思われるものについて立ち入り検査をいたしております。毎年千件くらいの立ち入り検査でございます。その結果、中には公正取引委員会の勧告に及ぶものがございますが、多くは行政指導で改善しております。

何と申し申しても、従来の下請の力關係が弱うございましたので、なかなか訴えて出てこないというふうなこともございました。この節はだいたいその点も変わつてきておるようには思いますが、なおこの法律の実施につきましては、もっと注意をしまして、先ほど石川議員も同じ点を御指摘になりましたので、石川議員にお答え申し上げましたところを御参照賜りたいと存じます。

それから、下請組合の結成について、どのように考へていかうかというお尋ねでございましたが、これは、何よりも關係業界に、今度のこういふ施策というものの周知徹底をはかることが当面の仕事だと思つております。中に、実は親企業の中で、私どもが、こういう法律さえあればすぐに始められるがなと見当をつけておりますものも幾つかございますので、そういうものにつきましては、直接に呼びかけてみたいと思つております。

それから、十五億円の点でございますが、これは本年度といたしましては、まず周知徹底、準備等で大部分時間を食われるかと思つております。この金額が十分使い切れるまでにいきますか、まあこの程度はいくかと思つておりますが、これがうんと需要が起るようになりまして、非常に喜ばしいことでありまして、この種類の予算は効果がわりにはつきりあらわれますので、予算要求も非常に

しやうございませうから、これが非常に広い規模で行なわれるようになりましたら、この予算額を来年度増額いたしますことは、私は別に難事ではない、ぜひそうあつてほしいし、そうしたいと思つておるわけでございます。

七・七〇につきましては、先ほど申し上げましたとおりで、具体的な私企業を中心の話であるには違ひございませんので、構造改善とは少し率を異ならしめたということでございます。

それから、振興協会を都道府県ごとにとりお話をいたしました、いまの程度では少しまだ確かに足りないと思ひますが、協会の仕事は都道府県の界隈よりは少し広範になるかと思ひますが、いまよりふやしていきたいと思つておりますが、一県一つというところまでは考えておりません。しかし、もう少しふやしてまいりたいと思つております。

それから、指定業種でございますが、やはり機械等々が中心になると思つておりますが、御指摘の造船業は、やはり総合工業でありますし、下請の比重も非常に多いと思ひます。したがつて、これは適当な機会に指定をいたしたい、その方向で考えるべきだと思つております。(拍手)

〔国務大臣井出一太郎君登壇〕
○国務大臣(井出一太郎君) 松尾君にお答え申し上げます。

ただいま造船業を指定業種にするかどうか、いろいろ御質問でございましたが、ただいまのところ

下請中小企業振興法案の趣旨説明に対する松尾信人君の質疑 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案についての野原労働大臣の趣旨説明

ろは通産大臣からお答えをした程度に考えておりました、今後この重要性にかんがみまして、本法によつての施策を推進したい、こういう方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣野原正勝君。

〔国務大臣野原正勝君登壇〕

○国務大臣(野原正勝君) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

労働者災害補償保険制度は、昭和四十年に年金による補償体系を確立するなど大幅な改善をはかり、労働災害をこうむつた労働者及びその遺族に對して手厚い補償を行なつてきたところであります。

この間、わが国は、目ざましい経済成長を遂げ、その経済力も国際的に高く評価されるに至つておりますが、このような情勢を背景として、関係各方面から経済成長に相応した災害補償を求め、る声が強くなつてきました。また、国際的には、業務災害に関する条約としてILO百二十一号条

約が新たに採択され、災害補償についての国際水準の引き上げが行なわれております。

労働者災害補償保険審議会におきましては、このような事情を考慮して、昭和四十三年來、小委員会を設けて労働者災害補償保険制度の改善について検討が行なわれておりましたが、昨年八月、同審議会において労使公益各側委員全会一致による制度の改善についての建議が行なわれました。政府といたしましては、この建議の趣旨を全面的に尊重し、その実現について鋭意検討を行なつてまいり、その結果、建議中法律改正を要する部分について成案を得ましたので、その改正案について労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問をいたし、労働者災害補償保険審議会からは本年二月十七日に、社会保障制度審議会からは三月二十四日に、それぞれおおむね了承する旨の答申を得ました。その結果に基づいて、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を作成し、ここに提案をいたした次第であります。

次いで、この法律案の概要を御説明申し上げます。まず、労働者災害補償保険法の改正について御説明申し上げます。

第一は、障害補償年金について、完全労働不能に相当する障害等級第三級の年金額を現行の給付基礎日額の百八十八日分から二百十九日分に引き上げるものとし、その引き上げ率一・六・五割に相当する率だけ障害等級第一級から第七級までの年

金額をそれぞれ引き上げることとしたこととあります。

第二は、遺族補償年金について、遺族三人の標準受給者に対する年金額を現行の給付基礎年額の百分の四十に相当する額から百分の五十に相当する額に引き上げることとを骨子とし、他の遺族数の年金についても生活実態を考慮して、給付基礎年額の百分の三十から百分の六十に相当する額に定めることとしたこととあります。

なお、遺族が妻一人のときは、妻である地位と女子の今日の就業実態を考慮して、五十歳以上五十五歳未満の場合には給付基礎年額の百分の五に相当する額を加算し、五十五歳以上または一定の廃疾の状態にある場合には給付基礎年額の百分の十に相当する額を加算することとしたしております。

障害補償年金及び遺族補償年金を以上のように改正いたしますと、労働者災害補償保険の給付水準は、ILO百二十一号条約の水準に達することになります。

第三は、遺族補償一時金について、最近における他の災害補償制度等を考慮して、その額を現行の給付基礎日額の四百日分から千日分に引き上げることとしたこととあります。

第四は、年金支払いの迅速、効率化等をはかることとしたこととあります。

その一は、年金の種類が変更された場合における支払い事務の調整をはかつたこととあります。

その二は、年金の受給権者が行く不透明となつた場合などに年金の支払いを一時保留し、その者が確実に年金を受けることができることとしたこととあります。

次に、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の改正について御説明申し上げます。

第一は、遺族補償年金の前払い一時金制度の存続についてであります。この制度は、昭和四十年の労働者災害補償保険法の改正により遺族補償が年金化された際、遺族の方々には年金制になじみにくい事情があることにかんがみ、昭和四十六年一月三十一日までの期限つきで設けられたものであります。現在においてもなおその事情が存続していると考えられますので、引き続き五年間存続させることとしたこととあります。

第二は、現在受給開始時によつてまちまちである年金の支払い期月を年四回の原則的な支払い期月に統一することとしたこととあります。

最後に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正について御説明申し上げます。

この改正の内容は、百人以上の労働者を使用する事業に適用しております現行の継続事業の保険料のメリット制を、三十人以上の労働者を使用する事業であつて労働省令で定めるものにまで拡大するとともに、三年以上の期間にわたつて継続してメリット制の適用規模に該当する事業に限り適用することとしたこととあります。

以上のほか、この法律案においては、その附則

昭和四十五年四月三日 衆議院会議録第十六号

において、以上の改正に伴う経過措置を定めております。

なお、施行期日については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正規定は昭和四十八年十二月三十一日から施行することとしております。

以上が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。藤田高敏君。

〔藤田高敏君登壇〕
藤田高敏君 私、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、以下若干の質問をいたします。

こと十年来、特に最近における労働災害多発の現状は、まさにベトナム戦争の犠牲者を上回るものがあります。この大型災害の続出とその災害の性格から判断して言えることは、政府や資本家は、どんなにきれいなことを並べ立てようとも、帰

するところ資本の利潤追求のためには労働者が人間であるということを忘れてしまつてゐるという

ことであります。資本主義社会とはいへ、労働者は資本家に労働力を売つても、命までは売つていないのであります。したがつて、労災問題の基本は、災害をいかにして未然に防止、絶滅するかについてを傾注すべきであります。それは、労災補償をいかに拡充しようとも、失われた労働者の手足、ましてや命は返つてこないからであります。

この基本的立場に対する総理並びに労働大臣の見解と認識を、まずもつて私はただしたいのであります。(拍手)

この立場から、今国会における総理の施政方針演説を聞いてみましても、高度成長経済を謳歌する点がたくさんありました。しかし、この成長経済を現実的にささえてきた勤労国民に対する人命尊重や、労働災害防止についての内容を発見することができません。きわめて遺憾でありま

す。この人間軽視の態度が、そのまま政府の無策ともいふべき労働政策や社会保障政策となつてあらわれていると考えます。

まず、国際的比較の観点からわが国の労働災害を検討した場合、その災害件数はきわめて多く、その労働基準と労災補償の条件があまりにも低級、かつ劣悪そのものであるということとあります。佐藤総理が常に口にされる国民総生産世界第二位の経済大国の姿としては、あまりにも貧弱ではないでしようか。

たとえば昭和二十二年制定を見た現行労働基準法は、一九一九年、いまから約五十年前のILO

条約の基本条件にいまなお抵触する事項を数多く残したままであり、しかも現行法は、法律制定当時すでに十五件にも及ぶ条約違反の内容を持つてゐる上に、その後ILOで新しく制定された労災補償に関する条約や社会保障関係条約や、さらには労働基準に関する条約についていまだに批准して

いないものは、驚くべき五十二件にも及んでゐるのであります。今回の労災法改正に直接関係する社会保障関係条約など、いずれもこれらの条約は、条約の基本的部分に関するものであり、その内容はきわめて多岐にわたつてゐます。国際的には全く頭向けもできない、恥ずかしい限りであります。

しかもILO条約の基準は、その加盟国であれば、後進国と目される国といへども消化できる国際的な最低基準でありますから、わが国がこれらの諸条約を全面的に批准できない理由は、どうもないはずであります。できないのではなくて、今日の政府にやる意思がないからできないのではないでしようか。(拍手)いまやわが国は、ILOにおいても、そのあとを追うのではなくて、むしろ牽引

車的役割りを果たすべきであります。今回の法律改正の重要なよりどころとなつてゐるこれらの諸条約が、なぜ今日まで批准されなかつたのか。その理由を明らかにすると同時に、これらのすべての条約を近い将来に向けて全面的に批准すべきだと思ひますが、その具体的なスケジュールを佐藤総理から明らかにしてもらいたいののであります。次に、私は、労災法改正に直接関係する具体的

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案についての野原労働大臣の趣旨説明 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する藤田高敏君の質疑

昭和四十五年四月三日 衆議院會議録第十六号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する藤田高敏君の質疑

五二〇

な労働施策についてたゞします。

それは、労働省統計によっても明らかかとおり、昭和三十五年以來、労働災害による死亡者は毎年六千人以上を数え、休業八日以上の重傷災害は四十万人、一週間以内の傷害件数は僅に百万人を突破しております。かかる遺憾な状態が毎年続いているにもかかわらず、労働災害を未然に防止、点検する基準監督官の配置予算はどうなっているのか。二百六十万事業所に対し、三千万人労働者について、監督すべき監督官がわずかに二千七百名であります。その監督実施率は、十年ないし十二年に一回の定期監督しかできない状態でありまして、これでは、政府は労働災害防止を口にするごとく自体ナンセンスと言われてもしかたがありません。

かかる政府施策の立ちおくれが、せんだつての東京練馬の小田原製紙株式会社の労災となり、災害の発見が、基準監督署よりも警察のほうが先に知るといふような、ぶざまな状態さえ起こっているのではありません。また、先日私が衆議院社労委において緊急質問をいたしました、愛媛県西条市の松下寿電子株式会社のごときは、無届け建築違反の建築物の上に八百人もの労働者を集合させ、床が落ち、三百名にも及ぶ労働者が重軽傷を負うという悲惨な事態を引き起こしているのではありません。労働災害は労災にあらずして、まさに人災であることを、これらの事例は事実をもって証明しております。

これらの労働災害に対し、労働大臣あるいは建設大臣はどのような責任を感じているのか。また、将来に向けて、国家的な立場からする労働防止のために、いかなる施策を講じ、かつ講じていくかとしておられるのか、それぞれの大臣からその対策と見解を聞かしていただきたいのであります。次に、私は、今回の労災法改正案が提出されるまでの経緯と政府の責任についてたゞしたいのであります。

それは、先ほども労働大臣が触れましたが、まずその第一は、過ぐる第四十八国会における衆参両院の附帯決議であります。その二つは、労働大臣の諮問機関である労働者災害補償保険審議会が昨年の五月とことしの二月に建議、答申した事項であります。その三つは、総理の諮問機関である社会保障制度審議会が本年の二月答申した事項についてであります。

これら一連の国会決議や答申案で指摘されている最も肝心な条件ともいふべき、通勤途上災害の取り扱いを含む数項目の改善要綱のほとんどが、今回の改正案では全部除外されているのであります。今回の改正は、ILO百二十一号条約への形式的なご合わせともいふべきものになっているのは、どういふことなのか。これでは、国会及び諮問機関の意向を無視するものはないといわざるを得ないのであります。佐藤総理並びに労働大臣からその理由を明らかにしてもらいたいのであります。(拍手)

特に、通勤途上の災害を業務上災害とすべきであるという主張は、先日の朝日新聞の社説に代表されるごとく、いまや社会常識にさえなつてきているにもかかわらず、今回の改正案には盛り込まれておりません。わが党は、ここにあらためて、次の理由により、通勤途上災害を業務上災害にすべきであるということを主張すると同時に、関係大臣の見解をたゞしたいのであります。

その理由の第一は、先ほどから労働大臣も強調されておりますが、このILO百二十一号条約では、通勤途上における災害はこれを業務上災害から除外してはならないと規定しており、国際的にも、もはやこのことは社会常識となり、労働常識となつておるというのであります。二つ目には、西欧資本主義諸国のごとく、使用者負担の無過失賠償責任の労災保険制度の中にこの問題を包括しているというのであります。

三つ目の問題は、わが国における最近の交通戦争の実態、この異常ともいふべき矛盾とそのひずみは、高度成長の落とし子でありますから、その社会責任は日本全体の総資本の責任において解決すべきものであるというのであります。(拍手) その四つ目の理由は、総評、中立、同盟などすべての労働団体は言うに及ばず、未組織及び家内労働者に至るまで、働者のすべての統一要求であるというのであります。

最後の理由は、私鉄を中心に幾つかの個別企業においてさえ容認され、人事院規則においても、条件つきとはいえ、すでに認められていることなどからして、労働力の再生産を継続的に維持発展させるためには、「通勤なくして労働なし」でありまして、通勤時間は当然事業主の支配下に包括され、使用者はその無過失賠償責任をとるべきものであるというのが私どもの立場であります。

政府は、過ぐる三月十二日、労働大臣の諮問機関として、これが調査を免れさせましたが、政府はそれらの意見を早急に取りまとめ、今次法律改正案に追加修正すべきであると考へますが、労働大臣の誠意ある見解を承りたいのであります。次に、政府は、今回の改正する法律程度で、この問題に対する社会的責任を果たすことができるかと考へているのだろうか。政府は、一体、一家の大黒柱が死亡や廃人同様になるほどの重大災害にあった遺族や、あるいは本人たちが、現在どの程度の補償の上に、どのような暮らしをしているか、その実態をほんとうに知っているのだろうか。

昨四十四年十月の労働省婦人少年局の労働災害遺族の生活実態調査によると、その遺族年金の平均受給額はわずか二十万円以下であります。その

平均基礎日額は千四百五十円、最低五百五十円という低額そのものでありまして、これでは今次法律改正の遺族補償年金の基準である妻・子供二人のところは四〇%から五〇%にアップされましたも、その額が二十万円から、たかだか二十六万円程度になるのでありまして、これでは遺族補償年金としては全く実態に合いません。また、遺族補償の一時金についても、現行四百日分を労働基準法並みの一千日分に引き上げようとしておりますが、その補償額は、これまた現行平均実績六十万程度が百五十万程度にしかならないのであります。いまや、どうでしょうか、自賠法でさえ五百万円であり、八百万円改正への声が強く出ている段階であります。交通死亡災害の判例による補償額は、一千万円から三千万円といわれております。飛行機事故で死んでも七百万から八百万といわれているときに、人の命は金銭では絶対に、はかれないものであるとはいえず、その社会的な生産活動の第一線で働いている労働者の、その死亡災害補償金が、他の法律基準や世間相場の何分の一にも及ばないという、こんなばかげたことはありませんか。こんな法律をつくる人自体どうかして

るといわざるを得ないのであります。(拍手)特に年金受給者の場合は、実際の受給年齢が六十歳からでありますので、自賠法五百万円の補償額に見合う受給年数は二十年にもなり、受給者の寿命がもたない計算になっておるのであります。まさに、はなはだしく実態に合わない見せかけの法律改正になっております。これを少なくとも自賠法程度の基準に引き上げるには、遺族補償年金の基準をヨーロッパの最高水準に引き上げ、一時金の最低補償を三百万円とする、一時金と年金との併用制を採用することが賢明だと思っておりますが、労働大臣の見解はいかがでございますでしょうか。また、障害補償年金についても同じであります。法律改正案による現行五〇%を六〇%に改正しましょうとも、その平均月額はずか二万四千円で、これでは生活保護基準の最も低い四級地、二万四千九百二十円よりも低額ではありませんか。この程度の年金で、労働能力を喪失してしまつた労働者とその家族三人の生活補償が可能だと政府は……

過ぎましたから、なるべく簡単に願います。
○藤田高敏君(続) まじめに考えているとすれば、たいへんなことでもあります。これを救済補償する方策は、前段指摘した遺族補償に大向的に準拠する一時金と年金の併用以外にないと思うのでありますが、政府の見解を聞かせてもらいたい。このような劣悪にして低級な労働補償が今日に至るまで続いてきた大きな原因の一つは、給付基礎日額の算定のあり方に誤りがあります。それは、現行では労働基準法の平均賃金を採用してはいますが、この中には、労働者の賃金部分として大きな比重を占めている年間を通してのボーナスや、賃金に見合ふものとして支給されておる現物給与ないしはそれに準ずるものが除外されています。今回の法改正を機会に、これまた実情に即した条件を含めて算定基礎日額をきめるべきだと考えますが、労働大臣の見解はどうでありましょうか。次に、スライド制についてであります。給付はすべて賃金水準の変動に応じてスライドするのが理論的にも実際的にも最も合理的であることは、議論の余地はありません。特に、最近の

ごとく、激しい物価変動に即応して賃金変動もこれまた著しい時代には、スライド制を最も効果的に採用すべきであります。五年前の法改正のときですら、答申案は、一〇%の変動があればその支給額を改正すべきだということになっていたにもかかわらず、依然として、現在二〇%の変動がなければスライドしないということは、非常に不合理であります。毎勤統計五%程度の変動によってスライドすべきだと考えますが、その見解をただしたいのであります。以上指摘いたしました諸点を中心として改正を行ない、労災法全体の内容を充実すると同時に、多年の懸案となっている適用範囲についても、四十七年四月を待つまでもなく、この際五人未満の事業所にも全面適用を行ない、企業規模の大小にかかわらず、すべての働く人たちにこの労災法を適用すべきだと考えます。
○議長(船田中君) 藤田君、藤田君、議運運営委員会が決定した時間ですから、結論を急いでください。
○藤田高敏君(続) 国としては、ほとんど財政負担の伴わない制度改正でありますから、今次法改

正を機に、全面適用に踏み切るべきでありますことを強く要求をいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 藤田君にお答えいたします。

政府としては、かねてから労働災害の防止には意を用い、諸般の施策を進めてまいりましたが、災害の発生率は減少傾向にあるとはいえ、いまなお、労働災害によって死亡したりあるいは傷ついたりする人々が多いことは、まことに残念であります。

政府としましては、労働災害防止基本計画を作成し、国の労働災害防止に関する基本的姿勢を明らかにするとともに、この線に沿って具体的対策を進めているところであります。

施政方針演説において触れていないからといって、この問題をないがしろにしているわけでは毛頭ありません。誤解のないようにお願いいたします。

今後におきましても、国による監督指導を一層強化するとともに、企業の自主的な災害防止活

動の促進をはかり、労働災害の防止に格段の努力を払ってまいります。

次に、ILO条約に関連してのお尋ねであります。わが国としては、その国際協調のたてまえから、またILO常任理事国としての地位からしても、ILO条約を可能な限り多く批准することを基本方針としており、今後ともこの方針を堅持してまいり所存であります。

しかしながら、ILO条約のうちには、その解釈が必ずしも明らかでないもの、あるいは趣旨は妥当であるが、内容の一部が、わが国の国内の事情に照らして、問題のあるものも見受けられるようであり、これらにつきましましては、国内法制を整備するなどの手続を経た上、批准できるものから順次批准してまいり考えてございます。

次に、藤田君から、今回の改正内容は、国会の決議や審議会の答申を無視しているとの御批判でございましたが、決してそのようなことはありません。

労災保険制度については、第四十八回国会の附帯決議の趣旨を尊重し、その実現につとめているところであり、たとえば労災保険の全面適用につ

きましては、すでに前国会において法改正を行ない、その他行政措置として可能なものから逐次実施しているところであります。今回の労災保険法の改正案は、この附帯決議の趣旨をも十分考慮して提案したものであります。

なお、社会保障制度審議会からは、今回の労災保険法の改正案について、おおむね了承する旨の御答申をいただいております。今後の問題として付された御意見は、ただいま検討を行なっているところであります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。(拍手)

〔内閣大臣野原正勝君登壇〕

○内閣大臣(野原正勝君) お答えいたします。

先ほど総理から御答弁申し上げましたように、労働災害による人命の損傷は絶対に許されないのでございます。労働省としましては、行政の最重点策としてこの問題の解決に当たってまいりたいと思っております。

昭和四十三年度から第三次の五カ年計画である労働災害防止基本計画を策定いたしました。これに基づき年次計画を立てまして、積極的な労働災

害防止対策を進めているところであります。このねらいとするところは、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的な安全化、職業性疾病対策の強化等でございます。これらの推進によって、労働災害の発生率は、だんだんと低下しておりますが、いまなお休業八日以上を負傷者が年間に約三十八万人にも達し、特に死亡者が毎年六千人余り発生していることは、放置できない問題でございます。

かような情勢からいたしまして、今後とも安全衛生関係法令の整備、監督指導の強化、災害防止に関する研究活動の充実をはかるとともに、企業における経営首脳者の自覚を高め、安全衛生管理体制の確立と積極的な安全衛生活動の促進等をさらに強め、労働災害の防止につとめてまいり所存でございます。

さて、御指摘のよりに、労働基準法の適用事業場が非常に多いのでありますが、監督官が十分ではないのではないかと御指摘がございました。また、まさしく御指摘のとおりでございます。したがって、この労働基準監督官の増員の問題も努力しておるところでございますが、必ずしも満

足ではない。さような点で、重点的に、監督指導方式の採用、機動力の増強、事務の能率化などを通じまして、行政効果を一そう高めるべく努力したところでございます。

今後は、この努力を一そう強化いたしまして、災害防止協会の積極的な活動の展開、企業の自主的労働災害防止活動の促進などと相まって、労働災害の防止の効果を一そう高めてまいる所存でございます。

次は、ILO条約の問題であります。わが国は現在までにすでに二十六の条約に批准しております。わが国が現在までに批准していない関係諸条約につきましては、条約の規定が必ずしも国内法規と一致していないもの、あるいはその解釈がまだ明らかでないものなどがありまして、これらにつきましては、今後さらに積極的に検討を進めるとともに、国内体制の整備をはかりまして、できるだけ多くの条約の批准を実現したいと考えております。

なお、労働災害補償関係につきましては、今国会に提出いたしております本法案が成立しますと、

と、業務災害の場合における給付に関する第一百一十一号条約の水準に到達するものと考えておるわけでございます。

次は、給付内容の改善についてであります。が、労災保険は使用者の無過失責任に基づく補償を担保とする制度でありまして、これに対して自賠保険は、主として民法上のいわゆる損害賠償責任を前提とするものでありまして、これをにわか比較することは必ずしも当を得ていないのであります。今回提出しております労災保険法の改正案による年金額等を残存年数等によって考慮しますと、平均的に見れば、自賠保険を上回るものといえるわけでありまして、

なお、生活保護制度につきましては、補償責任に基づく制度ではありませんので、賃金の喪失について補てんする労災保険の給付と比較はできないものと考えてます。今回の改正案による給付内容につきまして、昭和四十二年に発効した新しいILO百二十一号条約の水準に達するものでありまして、当面、国際的に見ましても遜色のないものと考えておるのであります。

なお、ついでながら申し上げますと、労災保険

の遺族補償年金の平均給付総額は九百一十四千八円に相なるわけでありまして、自賠保険の死亡の場合の保険金額は五百万円でございますから、はるかにそれよりも多いということになるわけでございます。

なお、今回の労災保険法の改正についてであります。が、労災保険審議会において、公益、労使、全委員全会一致をもちまして、この建議を全面的に尊重して行なうものであります。この建議については、給付基礎日額の問題について、労働基準法の平均賃金との関連もあつて、慎重に検討を行なうべき旨御指摘がありましたので、これについて、労働基準法研究会等において検討が行なわれておるのであります。

スライド制の問題につきましては、わが国では、労災保険だけが持っている制度でありまして、現在の時点において現行制度をもって足りるものと考えております。

労災保険を、すべての産業、すべての労働者に適用することは、長年の懸案であります。昨年末の第六十二臨時国会において、失業保険法及び労災保険法の一部を改正する法律が成立し、法律

的には全面適用の道が開かれたのであります。しかしながら、そのためには、適用事業、適用労働者の著しい増大、事務処理上の困難などがありますので、これらの問題点を着実に解決をしながら、必要な調整を行なつて、近い将来において全面適用を実施する考えであります。

次に、今回の労災保険法の改正案は、昨年八月、労災保険審議会からの労災保険制度の改善についての建議、その作成した改善案と、同審議会及び社会保障制度審議会におはかりをして、同審議会からそれぞれおおむね了承する旨の答申を得ましたので、これらの答申に基づきまして、法律案を作成し、提案をした次第であります。

第四十八回国会の附帯決議及び社会保障制度審議会の答申の附帯意見に言及しております通動途上の災害の取り扱いにつきましては、昨年八月の労災保険審議会から建議の趣旨について、通動途上災害調査会を設けまして、御検討をお願いしておるわけでございます。その検討結果を待ちまして善処いたす考えでございます。

以上をもちまして、お答えいたします。(拍手)
〔国務大臣根本龍太郎君登壇〕

○國務大臣(根本龍太郎君) お答えいたします。

松下寿電子工業の事故は、これは無届け建築でございまして、本年の一月から二月にかけて行なわれたものであり、建築基準法に基づく御承知の建築主事の確認を得ていないものであります。したがって、この違反建築に関係したところの人々については、それぞれ行政処分をするのみならず、刑事処分についても適切な告発の手続をいたしておる次第でございます。

なお、今回政府が提出いたしております建築基準法の改正にあたりまして、建築主事並びに監視員を増強することによって、このような無届け建築が行なわれないように配慮するつもりでございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
通商産業大臣	宮澤 喜一君
運輸大臣臨時代理	井出一太郎君
郵政大臣	井出一太郎君
労働大臣	野原 正勝君
建設大臣	根本龍太郎君

出席政府委員

中小企業庁長官	吉光 久君
運輸省船舶局長	佐藤美津雄君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

中谷 鉄也君

補欠

柳田 秀一君

決算委員

辞任

柳田 秀一君

補欠

勝澤 芳雄君

(議案提出)

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおり

である。

家内労働法案(田邊誠君外六名提出)

最低賃金法案(田邊誠君外六名提出)

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(川俣健二郎君外六名提出)

(議案付託)

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金融機関が中小企業者に対して金銭の貸付け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に関する法律案(春日一幸君外二名提出、衆法第一六号)

大蔵委員会 付託

農民年金法案(芳賀貢君外十四名提出、衆法第一一五号)

農業者年金基金法案(内閣提出第七八号)

以上二件 農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、昨日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

電気工業の業務の適正化に関する法律案

一、昨日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

船員法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農民年金法案(芳賀貢君外十四名提出)

金融機関が中小企業者に対して金銭の貸付け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に関する法律案(春日一幸君外二名提出)

(質問書提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

宗教団体の政治的中立性の確保等に関する再質問主意書(春日一幸君提出)

個人企業の税制に関する質問主意書(赤松勇君提出)

簡易郵便局法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵政事業の役務を並びな地方にまで広め、利用者の利便を増進するため、簡易郵便局の郵政窓口事務の受託者の範囲を広げる等の改正を行なおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 受託者の範囲を広げて個人を加え、その資格要件を法定する。
- 2 委託する事務の範囲を広げて、老齢福祉年金等の支払事務を新たに加える。
- 3 委託契約の解除条項その他規定の整備をする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由

最近における簡易郵便局の設置事情等にかんがみ、本案は適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年四月二日

通信委員長 金子 岩三

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

簡易郵便局法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の実施については、政府は次の各項を尊重すべきである。

- 一 受託者の範囲拡大を機に、郵便局設置標準を改訂する等によつて、特定局の縮小をはからな

- 二 簡易郵便局の事務量は、ほぼ一人を標準とする

- 三 個人に委託するときは、つとめて十分な社会的信用を有し、郵政窓口事務を適正に行なうため必要な実務能力を有する者を選ぶようにすること。
- 右決議する。

昭和四十五年四月三日 衆議院會議録第十六号

五二六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一 部 四 十 円 (配送料共)	所 行 發 東京港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七 大 蔵 省 印 刷 局 電話 東京 五八二四四二(大代)
-------------------------------------	---